「運動アドバイザー派遣事業」実施要領

長野県健康福祉部健康増進課

１　趣旨・目的

長野県では、世界一の健康長寿を目指し、生活習慣の改善を主とする健康づくり県民運動「信州ACE（エース）プロジェクト」を展開し、県民の一層の健康増進に取り組んでいますが、日常生活における歩行数など、身体活動量は減少傾向にあり、県民の運動習慣定着のための取組の促進が課題となっています。

　高齢化が進む中で、骨折・転倒が要支援・要介護の主原因（約20％）であることを踏まえ、市町村・企業等に対して転倒防止に資する歩き方などを普及・啓発する運動アドバイザーを派遣し、市町村・企業等の行う介護予防やフレイル予防への支援を行うことで、県民のＱＯＬの向上及び健康寿命の延伸を図ります。

合わせて、取組を通じて表れた効果や課題解決の過程等を、ACEプロジェクトを通じて県全体に普及・発信するとともに、市町村・企業の保健事業や介護予防事業への定着を目指します。

２　派遣対象

介護予防やフレイル予防対策を実施する市町村・企業等（以下、「市町村・企業等」という。）

３　運動アドバイザーの役割

運動アドバイザーとは、信州ACEプロジェクト推進ネットワーク参加団体、健康運動指導士、理学療法士や健康づくりに関する団体等で、市町村・企業等が行うフレイル予防のための取組みに対するアドバイスを行い、取組の成果が得られるよう支援する。

４　派遣時間等

派遣回数：１団体あたり年２回程度

派遣時間：１回あたり２時間程度

５　実施方法

（1）実施内容

　　市町村・企業等は、以下のメニューから各市町村で実施するフレイル予防対策事業に資する事業内容を選択し実施する。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業内容（メニュー） | アドバイザー |
| 1. 歩行ケア（データ分析に基づく歩行改善指導） | （一社）歩行ケア協会 |
| ② ポールウォーキング※ | （株）シナノ |
| 1. 運動レベルに応じた体操、筋力トレーニング等 | 健康運動指導士、理学療法士等 |

　※メニュー②は参加者20名以上の場合、実施主体負担の別途費用（追加報酬・旅費負担等）が発生する可能性があります

（2）申込み方法

運動アドバイザー派遣申請書（様式１）により申込みを行う。

６　派遣の決定等

県は、市町村・企業等から運動アドバイザーの派遣の申込みがあった場合、その内容を確認し、アドバイザーの派遣を決定する。派遣することを決定した場合は、運動アドバイザーを選考し日程調整の上、運動アドバイザー派遣通知書（様式２）により申込者に通知するとともに、運動アドバイザー派遣依頼書（様式３）により、運動アドバイザーへ依頼する。

７　実施結果報告

市町村・企業等は実施後速やかに実施報告書（様式４）を長野県健康福祉部健康増進課あて報告するものとする。

８　派遣費用

県は、予算の範囲内で派遣に要する運動アドバイザーへの謝礼（旅費含む）を負担する。これ以外の費用が発生した場合は、市町村・企業等が負担するものとする。

９　実施結果の公表と周知

県は、７により、運動アドバイザーの派遣を受けた団体より実施結果の報告を受け、その報告内容を県のホームページ（ACE専用サイト）等で公開し、市町村・企業等の保健事業や介護予防事業定着のための取組の普及と周知を図る。

10　施行期日

この要領は、平成28年12月28日から施行する。

　　この要領は、令和元年６月26日から施行する。

この要領は、令和５年５月10日から施行する。

この要領は、令和６年５月７日から施行する。

【問合せ先】

長野県健康福祉部健康増進課

電話：026-235-7116（直通）

FAX ：026-235-7170

E-mail：[kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp](mailto:kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp)